

第 8 9 期 中 間 決 算 公 告

平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日

大阪府岸和田市宮本町 2 6 番 1 5 号
株式会社 泉 州 銀 行
取締役頭取 吉 田 憲 正

中間貸借対照表 (平成 2 0 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	30,443	預 金	1,802,256
コ ー ル ロ ー ン	3,026	譲 渡 性 預 金	27,350
買 入 金 銭 債 権	19	コ ー ル マ ネ ー	93,000
商 品 有 価 証 券	1	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	57,695
有 価 証 券	413,184	借 用 金	38,514
貸 出 金	1,647,365	外 国 為 替	389
外 国 為 替	1,803	社 債	20,000
そ の 他 資 産	29,173	そ の 他 負 債	25,746
有 形 固 定 資 産	13,420	未 払 法 人 税 等	115
無 形 固 定 資 産	151	リ ー ス 債 務	192
繰 延 税 金 資 産	24,065	そ の 他 の 負 債	25,438
支 払 承 諾 見 返	15,638	賞 与 引 当 金	810
貸 倒 引 当 金	△11,516	退 職 給 付 引 当 金	4,819
投 資 損 失 引 当 金	△92	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	227
		預 金 関 係 損 失 引 当 金	190
		そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金	9
		支 払 承 諾	15,638
		負 債 の 部 合 計	2,086,648
		(純資産の部)	
		資 本 金	44,575
		資 本 剰 余 金	3,976
		資 本 準 備 金	3,974
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1
		利 益 剰 余 金	39,726
		利 益 準 備 金	2,572
		そ の 他 利 益 剰 余 金	37,154
		繰 越 利 益 剰 余 金	37,154
		自 己 株 式	△91
		株 主 資 本 合 計	88,186
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△8,149
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△8,149
		純 資 産 の 部 合 計	80,037
資 産 の 部 合 計	2,166,685	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,166,685

中間損益計算書 (平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	27,569
資 金 運 用 収 益	21,511
(うち貸出金利息)	(18,767)
(うち有価証券利息配当金)	(2,671)
役 務 取 引 等 収 益	2,702
そ の 他 業 務 収 益	1,568
そ の 他 経 常 収 益	1,788
経 常 費 用	26,517
資 金 調 達 費 用	4,893
(うち預金利息)	(4,057)
役 務 取 引 等 費 用	2,444
そ の 他 業 務 費 用	917
営 業 経 費	12,859
そ の 他 経 常 費 用	5,402
経 常 利 益	1,052
特 別 利 益	773
特 別 損 失	250
税 引 前 中 間 純 利 益	1,575
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△130
法 人 税 等 調 整 額	1,229
中 間 純 利 益	475

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,163百万円であります。
 - (2) 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（5,059百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 預金関係損失引当金

預金関係損失引当金は、負債計上を中止した預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

（追加情報）

負債計上を中止した預金の払戻請求に対しては、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されたことに伴い、前期から同報告を適用しております。これにより、当中間期は、従来の方法に比べ、その他経常費用は55百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益は55百万円減少しております。

なお、前中間期におきましては、合理的に見積もりを行うことができなかったため、計上しておりません。

(7) その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等いう。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は140百万円増加、「無形固定資産」中のリース資産は51百万円増加、「その他負債」中のリース債務は192百万円増加しております。また、営業経費は0百万円減少、経常利益は0百万円減少、税引前中間純利益は0百万円減少しております。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 7,279百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,347百万円、延滞債権額は15,372百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,461百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,114百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,295百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,179百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 194,330百万円
その他資産 35百万円
担保資産に対応する債務
預金 5,194百万円
コールマネー 40,000百万円
債券貸借取引受入担保金 57,695百万円
借入金 28,500百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券27,545百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は1,319百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、237,802百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が236,556百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 15,313百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
11. 社債は、劣後特約付社債20,000百万円あります。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は38,117百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 159円31銭
14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、10.31%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,394百万円、貸出金償却2,148百万円、株式等償却752百万円及び預金関係損失引当金繰入額55百万円を含んでおります。
2. 「特別利益」は、償却債権取立益597百万円、投資損失引当金戻入益119百万円及びその他の偶発損失引当金戻入益56百万円であります。
3. 「特別損失」は、統合関連費用236百万円及び固定資産処分損13百万円であります。
4. 1株当たり中間純利益金額 0円96銭
5. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 0円99銭

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」であります。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	54,623	52,472	△2,150
その他	16,000	14,307	△1,692
合計	70,623	66,780	△3,842

（注）時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	16,383	16,552	169
債券	221,848	218,629	△3,218
国債	165,178	162,263	△2,915
地方債	23,429	23,380	△49
社債	33,240	32,985	△254
その他	66,871	61,201	△5,670
合計	305,103	296,383	△8,720

（注）1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、株式609百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該株式の発行会社に係る債務者区分により設定しており、その内容は以下のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合	時価が取得原価を下回っている場合
要注意先の場合	時価が取得原価を30%以上下回っている場合
正常先の場合	時価が取得原価を50%以上下回っている場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	6,888
関連法人等株式	180
その他有価証券	
非上場株式	991
内国非上場債券	38,117
非上場外国証券	0

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	7,677 百万円
繰越欠損金	10,481
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,917
減価償却費損金算入限度超過額	229
有価証券評価損損金不算入額	6,336
その他有価証券評価差額金	3,799
その他	1,457
繰延税金資産小計	31,899
評価性引当額	△7,783
繰延税金資産合計	24,116
繰延税金負債	
その他	△50
繰延税金負債合計	△50
繰延税金資産の純額	24,065

(決算後に生じた当行の状況に関する重要な事象（重要な後発事象）)

当行は、株式会社池田銀行（本店：大阪府池田市 頭取：服部盛隆）と共同で持株会社を設立する方式により経営統合を進めていくことについて、平成20年5月30日に基本合意し、平成20年11月28日の最終契約の期限に向けて、お互い鋭意協議を重ねて参りましたが、平成20年11月25日に、取締役会で日程の変更を決議し、合意書を締結いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。

1. 日程変更の理由

米国サブプライム問題に端を発した金融・資本市場の混乱は、わが国を含む全世界に波及し、現在も未だ収束の兆しを見せておらず、マーケットの変動の幅は極めて大きなものがあります。両行は、最終契約について、お互い鋭意協議を行っておりますが、現下の環境に鑑みれば、本経営統合の最終契約書の締結日の期限を変更するのが適当であると両行の取締役会において判断し合意するに至ったものです。

2. 既発表内容の変更

平成20年5月30日に公表した「経営統合に関する基本合意について」から変更する内容につきましては、「今後のスケジュール」の次の箇所です。

内容	変更前	変更後
最終契約締結	平成20年11月28日まで	平成21年5月29日まで
株式移転に関する株主総会	平成21年2月末まで	平成21年7月末まで
新会社設立登記日	平成21年4月1日	平成21年10月1日

3. 経営統合に関する合意事項

本経営統合において、これまでの協議により合意した事項は以下の通りです。

(1) 商号

株式会社池田泉州ホールディングス（英文名称：Senshu Ikeda Holdings, Inc.）

(2) 経営理念・経営方針

■経営理念

「幅広いご縁」と「進取の精神」を大切に、お客様のニーズに合ったサービスを提供し、地域の皆様に「愛される」金融グループを目指します。

■経営方針

- ①人と人とのふれあいを大切に、誠実で親しみやすく、お客様から最も「信頼される」金融グループを創ります。
- ②情報収集と時代の先取りに励み、先進的で高品質なサービスの提供によって、地域での存在感が最も高い金融グループを創ります。
- ③健全な財務体質、高い収益力、経営効率の優位性を持つとともに、透明性の高い経営を行い、株主の信頼に応えます。
- ④産・学・官のネットワークを活用し、様々なマッチングを通して、「地域との共生」を進めま

す。

- ⑤法令やルールを厳守し、環境に配慮した企業活動を行うことによって、社会からの信頼向上に努めます。
 - ⑥グループ行員に、自由闊達に能力を発揮し、また能力向上を図れる職場を提供するとともに、よき市民としての成長を支援していきます。
- (3) 経営統合後の方針について
- ①両行は経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化するために、平成 21 年 10 月の持株会社設立後、6 ヶ月程度を目処に合併することを前提に検討いたします。
 - ②両行の基幹システムにつきましては、合併時には両行の現存するシステムをリレーシステムによって接続いたしますが、合併後、速やかに一本化をする方針です。
- (4) 株主名簿管理人
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

第89期 中間決算公告

平成20年12月10日

大阪府岸和田市宮本町26番15号
株式会社 泉州銀行
取締役頭取 吉田 憲正

中間連結貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	30,556	預 金	1,801,406
コールローン及び買入手形	3,026	譲 渡 性 預 金	8,300
買 入 金 銭 債 権	77	コールマネー及び売渡手形	93,000
商 品 有 価 証 券	1	債券貸借取引受入担保金	57,695
有 価 証 券	405,737	借 用 金	40,539
貸 出 金	1,641,858	外 国 為 替	389
外 国 為 替	1,803	社 債	20,300
そ の 他 資 産	38,154	そ の 他 負 債	39,222
有 形 固 定 資 産	15,396	賞 与 引 当 金	868
無 形 固 定 資 産	1,509	退 職 給 付 引 当 金	4,856
繰 延 税 金 資 産	26,274	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	239
支 払 承 諾 見 返	17,235	預 金 関 係 損 失 引 当 金	190
貸 倒 引 当 金	△19,010	そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金	9
投 資 損 失 引 当 金	△91	支 払 承 諾	17,235
		負 債 の 部 合 計	2,084,254
		(純資産の部)	
		資 本 金	44,575
		資 本 剰 余 金	3,989
		利 益 剰 余 金	37,706
		自 己 株 式	△125
		株 主 資 本 合 計	86,145
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△8,141
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△8,141
		少 数 株 主 持 分	271
		純 資 産 の 部 合 計	78,276
資 産 の 部 合 計	2,162,530	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,162,530

中間連結損益計算書 (平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	30,127
資 金 運 用 収 益	21,557
(うち貸出金利息)	(18,772)
(うち有価証券利息配当金)	(2,701)
役 務 取 引 等 収 益	3,777
そ の 他 業 務 収 益	2,923
そ の 他 経 常 収 益	1,869
経 常 費 用	29,525
資 金 調 達 費 用	4,886
(うち預金利息)	(4,057)
役 務 取 引 等 費 用	1,076
そ の 他 業 務 費 用	2,124
営 業 経 費	13,552
そ の 他 経 常 費 用	7,886
経 常 利 益	601
特 別 利 益	889
特 別 損 失	257
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	1,233
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	81
法 人 税 等 調 整 額	1,155
少 数 株 主 損 失	293
中 間 純 利 益	290

連結注記表

(中間連結財務諸表の作成方針)

1. 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

株式会社泉州カード
近畿信用保証株式会社
泉銀総合リース株式会社
泉銀ビジネスサービス株式会社
泉州ソフトウェアサービス株式会社
J S企業育成ファンド投資事業有限責任組合

- ②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ②持分法適用の関連法人等 1社

会社名

株式会社バンク・コンピュータ・サービス

- ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社

9月末日 5社

連結される子会社及び子法人等のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる子会社及び子法人等については、連結される子会社及び子法人等の中間決算日の財務諸表により連結しております。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (4) 減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,147百万円であります。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理
----------	--

なお、会計基準変更時差異（5,066百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 預金関係損失引当金の計上基準

預金関係損失引当金は、負債計上を中止した預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(追加情報)

負債計上を中止した預金の払戻請求に対しては、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されたことに伴い、前連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、当中間連結会計期間は、従来の方法に比べ、その他経常費用は55百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は55百万円減少しております。

なお、前中間連結会計期間におきましては、合理的に見積もりを行うことができなかったため、計上しておりません。

(11) その他の偶発損失引当金の計上基準

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(13) リース取引の処理方法

(借主側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸主側)

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

[借主側]

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は7百万円増加、「その他負債」中のリース債務は7百万円増加し、営業経費は0百万円増加、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ

れ0百万円減少しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

[貸主側]

当該取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料の受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

これにより、従来の方法に比べ、その他資産が3,665百万円増加し、有形固定資産及び無形固定資産がそれぞれ3,393百万円、244百万円減少しております。また、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ27百万円増加しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,930百万円、延滞債権額は16,459百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,461百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,114百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は36,965百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,179百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	194,330百万円
その他資産	364百万円
有形固定資産	844百万円
無形固定資産	833百万円

担保資産に対応する債務

預金	5,194百万円
コーポレートマネー及び売渡手形	40,000百万円
債券貸借取引受入担保金	57,695百万円
借入金	30,025百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券27,545百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,348百万円あります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、260,124百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が258,878百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響

を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 19,050 百万円
9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,000 百万円が含まれております。
10. 社債には、劣後特約付社債 20,000 百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 37,617 百万円であります。
12. 1 株当たりの純資産額 154 円 93 銭
13. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、10.09%であります。

（中間連結損益計算書注記）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 3,337 百万円、貸倒引当金繰入額 3,279 百万円、株式等償却 732 百万円、債権譲渡損 383 百万円及び預金関係損失引当金繰入額 55 百万円を含んでおります。
2. 「特別利益」は、償却債権取立益 714 百万円、投資損失引当金戻入益 119 百万円及びその他の偶発損失引当金戻入益 56 百万円であります。
3. 「特別損失」は、統合関連費用 236 百万円及び固定資産処分損 21 百万円であります。
4. 1 株当たり中間純利益金額 0 円 55 銭
5. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 0 円 60 銭

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」であります。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	54,623	52,472	△2,150
その他	16,000	14,307	△1,692
合計	70,623	66,780	△3,842

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	16,456	16,652	195
債券	221,848	218,629	△3,218
国債	165,178	162,263	△2,915
地方債	23,429	23,380	△49
社債	33,240	32,985	△254
その他	66,660	60,990	△5,670
合計	304,966	296,272	△8,694

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式 613 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該株式の発行会社に係る債務者区分により設定しており、その内容は以下のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合 要留意先の場合	時価が取得原価を下回っている場合 時価が取得原価を30%以上下回っている 場合
正常先の場合	時価が取得原価を50%以上下回っている 場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内容	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,206
内国非上場債券	37,635
非上場外国証券	0

(金銭の信託関係)

- 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

(決算後に生じた企業集団の状況に関する重要な事象(重要な後発事象))

当行は、株式会社池田銀行(本店：大阪府池田市 頭取：服部盛隆)と共同で持株会社を設立する方式により経営統合を進めていくことについて、平成20年5月30日に基本合意し、平成20年11月28日の最終契約の期限に向けて、お互い鋭意協議を重ねて参りましたが、平成20年11月25日に、取締役会で日程の変更を決議し、合意書を締結いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。

- 日程変更の理由

米国サブプライム問題に端を発した金融・資本市場の混乱は、わが国を含む全世界に波及し、現在も未だ収束の兆しを見せておらず、マーケットの変動の幅は極めて大きなものがあります。両行は、最終契約について、お互い鋭意協議を行っておりますが、現下の環境に鑑みれば、本経営統合の最終契約書の締結日の期限を変更するのが適当であると両行の取締役会において判断し合意するに至ったものです。

- 既発表内容の変更

平成20年5月30日に公表した「経営統合に関する基本合意について」から変更する内容につきましては、「今後のスケジュール」の次の箇所です。

内容	変更前	変更後
最終契約締結	平成20年11月28日まで	平成21年5月29日まで
株式移転に関する株主総会	平成21年2月末まで	平成21年7月末まで
新会社設立登記日	平成21年4月1日	平成21年10月1日

- 経営統合に関する合意事項

本経営統合において、これまでの協議により合意した事項は以下の通りです。

- (1) 商号

株式会社池田泉州ホールディングス(英文名称：Senshu Ikeda Holdings, Inc.)

- (2) 経営理念・経営方針

■経営理念

「幅広いご縁」と「進取の精神」を大切に、お客様のニーズに合ったサービスを提供し、地域の皆様に「愛される」金融グループを目指します。

■経営方針

- ①人と人とのふれあいを大切にし、誠実で親しみやすく、お客様から最も「信頼される」金融グループを創ります。
- ②情報収集と時代の先取りに励み、先進的で高品質なサービスの提供によって、地域での存在感が最も高い金融グループを創ります。
- ③健全な財務体質、高い収益力、経営効率の優位性を持つとともに、透明性の高い経営を行い、株主の信頼に応えます。
- ④産・学・官のネットワークを活用し、様々なマッチングを通して、「地域との共生」を進めます。

- ⑤法令やルールを厳守し、環境に配慮した企業活動を行うことによって、社会からの信頼向上に努めます。
 - ⑥グループ行員に、自由闊達に能力を発揮し、また能力向上を図れる職場を提供するとともに、よき市民としての成長を支援していきます。
- (3) 経営統合後の方針について
- ①両行は経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化するために、平成 21 年 10 月の持株会社設立後、6 ヶ月程度を目処に合併することを前提に検討いたします。
 - ②両行の基幹システムにつきましては、合併時には両行の現存するシステムをリレーシステムによって接続いたしますが、合併後、速やかに一本化をする方針です。
- (4) 株主名簿管理人
三菱 UFJ 信託銀行株式会社